

柏市立柏第三小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日制定

令和 3 年 4 月 改訂

令和 4 年 4 月一部改訂

1. 定義・基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

(2) 基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法第 3 条）

(3) 学校および学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（いじめ防止対策推進法第 8 条）

いじめは、児童の安全、安心な学校生活を送ることや様々な活動を行うことを阻むだけでなく、児童の心身に深刻な影響をおよぼす許されない行為である。また、いじめ防止対策推進法第 4 条に示す通り違法行為であり、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を教職員が持ち、いじめ防止のために全力かつ一丸で当たらなければならない。

以下に留意点を挙げる。

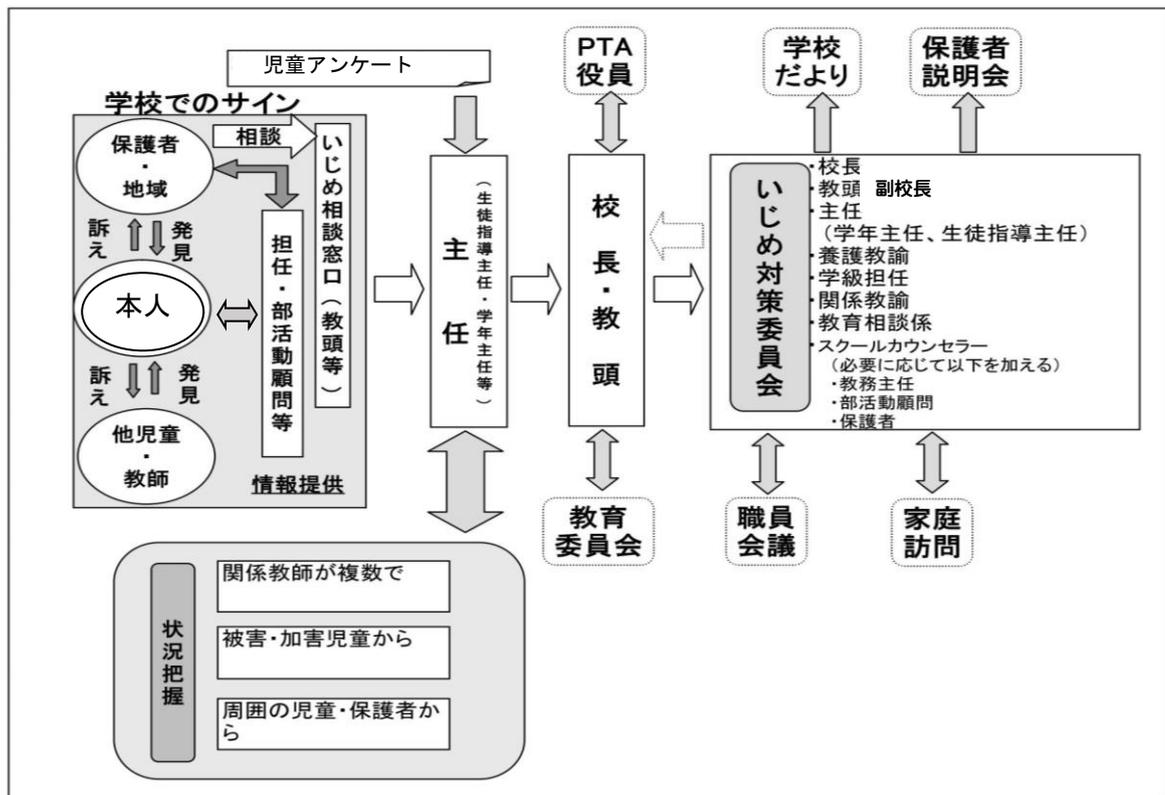
- ① いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- ② いじめ防止の対象は、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を持つものとする。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知

- する。
- ④ 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。（本人が認知していないと主張する場合がある。）
 - ⑤ 児童理解の取り組みを今以上に推進する。
 - ⑥ 大人が一丸となっていじめを防止するため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2. 組織及び組織図

(1) 名称 いじめ対策委員会

(2) 組織図



(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正)
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録,共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有, 関係のある児童生徒への事実関係の聴取, 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑤ 学校が重大事態の調査を行う場合は、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える。

(4) 【組織の構成】

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）
校長, 教頭, 生徒指導担当教員, 教務主任, 学年主任, 教育相談係, 特別支援コー

ディネーター，情報を担当する教諭等，養護教諭，スクールカウンセラー，保護者の代表，警察，学校医等

② 日常的な業務についての協議

校長，副校長，教頭，生徒指導主任，教育相談係，特別支援CN，養護教諭

③ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議

(組織の一部に当該いじめ事案に係る職員が加わる。)

校長，副校長，教頭，学年主任，生徒指導主任，養護教諭，学級担任，教育相談係，スクールカウンセラー，その他必要に応じて，教務主任，部活動顧問等

3. いじめの未然防止について

本校においては，その実現のため，次の方策を行う。

- (1) あいさつ，掃除，人の話をしっかり聞くことを徹底して指導する。
- (2) 道徳，豊かな人間関係づくり実践プログラム，体験活動の充実を図る。
- (3) 生徒指導の機能を生かした「分かる授業」を推進する。

児童生徒の問題行動や不登校の背景は複合的であるが、学業の不振もその要素として大きな比重を占めている。学習指導を通して、自己実現を図るための自己指導能力の育成を目指した生徒指導を推進する必要がある。

千葉県教育委員会「生徒指導の重点目標」より

《自己存在感を与える，自己決定の場面を与える，共感的な人間関係を結ぶ》

- (4) 全校集会，学級活動等において，「いじめは絶対許されない行為である。」「いじめは卑怯な行為である。」ことを十分に指導する。また，いじめは，学校内外の別なく（塾，習い事，地域での活動等を含む），インターネット等による誹謗中傷等も対象であることを指導する。
- (5) いのちを大切に作るキャンペーンにおいて，いじめ防止について，児童会等子どもたちの自主的な活動を取り入れる手立てを行う。
- (6) いじめの定義，学校の基本方針，保護者の役割及び責務について，説明会，学級懇談会，学校便り，ホームページ等により周知，啓発する。
- (7) 言語環境を整え，教師自らが児童の人権に配慮した言動を率先して行い，児童の手本となる。
- (8) 学校内における児童間のけんか等の争いごとを暴力や暴言により解決することを許さない毅然とした態度で指導に臨む。
- (9) いじめ防止，児童理解についての教職員研修を充実する。
- (10) 児童理解のための教育相談を充実する。（教育相談週間，なんでも相談等）

- (11) 学力、運動等において個人差があり、また、得手不得手があることを指導し、結果をもって個人の優劣をつけることがないよう指導する。特に、部活動においての選手や代表の選考に当たっては、児童に丁寧に説明するとともに、部活動内部での序列化が生じないように配慮する。

4. いじめの早期発見について

- (1) 授業中、休憩時等の児童の様子を細かく観察し、いつもと違う表情、態度、言動が見られたときは、気を逃さず、声掛けや相談を実施するとともに、必要に応じて周りの教職員、児童等から情報を収集する。
- (2) 各学期1回、児童アンケートを実施する。また、児童アンケートから得られた情報をもとに、該当児童に対して教育相談を実施し、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努める。この時、児童が率直にいじめの相談ができるよう、記載内容が他の児童の目に触れないようにする等配慮する。
- (3) 各学期1回、教育相談週間を設ける。また、担任以外の教職員や管理職による教育相談を実施する。
- (4) 学校便り等を活用して、いじめが疑われる場合の児童の変化の特徴を示し、速やかに学校に相談するよう啓蒙する。

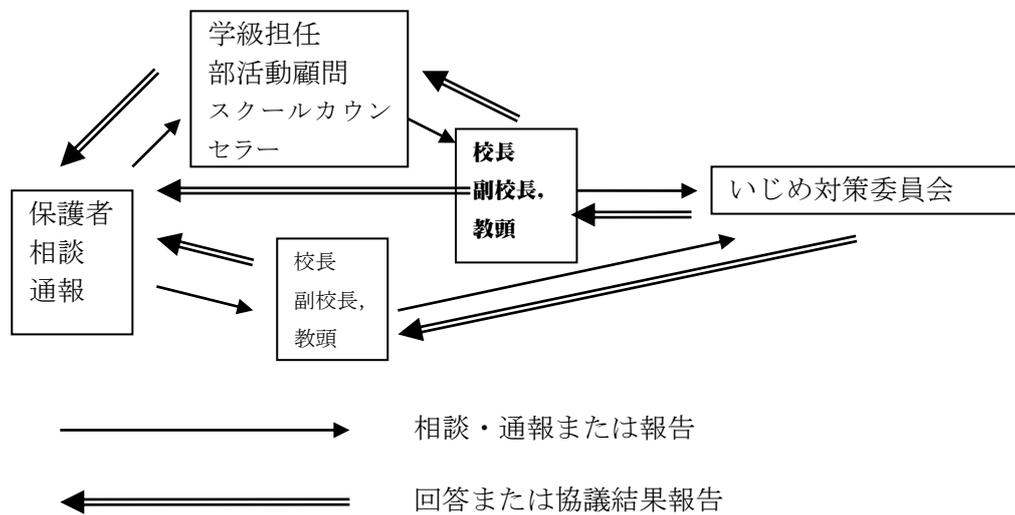
(児童の変化の例) *いじめた側の変化を含む

口数が減って表情が暗い、けがをすることが多くなった、金品がなくなる(隠される、汚される、返してくれない)、学校(習い事)に行きたがらない、携帯電話(スマートフォン)をいつも気にしている、ノートやプリントに悪口が書かれている(悪口の書いてある手紙をもらう)、金遣いが荒くなった、保護者の知らない物品を持っている等

(5) いじめ防止に関する保護者との連絡方法

- ① 教職員は、いじめの危険性がある場合には、保護者に対して迅速に電話または来校依頼、家庭訪問により連絡する。
- ② 年間2回の保護者面談を実施し、いじめの早期発見についての情報収集及び情報提供(児童の様子の変化、気にかかること等)行う。
- ③ スクールカウンセラーが勤務日に合わせ、予約の上、いじめ等を含む子育ての悩み等を相談できることを周知する。(学校便り等)

5. いじめの相談・通報の体制について



* 学校の相談窓口 7167-3161

・養護教諭 ・スクールカウンセラー

* 学校以外のいじめに防止に関する相談窓口について啓蒙する。

柏市教育委員会の相談窓口一覧

相談窓口名称	内容	主催	電話番号	受付時間	その他
やまびこ電話柏	未成年のお子さん、保護者のかたを対象に、学校、友人関係、家庭に関することについて、電話相談を行っています。	少年補導センター	04-7166-8181	午後1時～午後7時	平日対応
少年補導センター電話相談	青少年の問題行動(非行など)で悩みを持つ保護者のかたや教員を対象に、電話や面接による相談を受け付けています。	少年補導センター	04-7164-7571	午前9時～午後5時	平日対応
学校教育相談	幼児・小学生・中学生の学業、不登校、交友関係、親子関係、発達に関することについて、面接相談、電話相談を行っています。	児童生徒課	04-7131-6671(受付・予約) 04-7131-6615 (電話相談)	午前9時～午後4時	平日対応
柏市適応指導教室「きぼうの園」(柏市青少年センター敷地内) 学習相談室(豊四季台, 増尾台, 大津ヶ丘の3カ所)	小学生・中学生を対象とした不登校支援として、学習指導や基本的な生活習慣の改善のための相談などを行っています。	児童生徒課	適応指導教室	午前9時～午後4時	平日対応
			「きぼうの園」		
			04-7133-9400		
			豊四季台学習相談室(柏六小内) 04-7143-7724		
増尾台学習相談室(増尾西小内) 04-7175-7755	午前9時～午後4時	平日対応			
大津ヶ丘学習相談室	午前9時	平日対応			

		(大津ヶ丘第二小内) 04-7191-3366	～午後 4 時	応
--	--	----------------------------	------------	---

千葉県 の相談窓口一覧

相談窓口名称	主催	電話番号	受付時間	その他
東葛飾教育相談室	千葉県教育庁 東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	04-7124-9779	電話相談 午前 9 時～午後 5 時	毎週月曜日～金曜日 (祝祭日を除く)
			来所相談 午前 9 時～午後 5 時 要電話予約	
子どもと親の サポートセンター 教育相談	千葉県教育委員会 子どもと親のサポ ートセンター	電話相談 0120-415-446	午前 9 時～午後 9 時 いじめ相談は 24 時間受付 24 時間子供 SOS ダイヤル:0120-0-78310	平日対応 千葉県内から電話
		来所相談 0120-415-446	予約受付 午前 9 時～午後 5 時	平日対応 千葉県内から電話
		メール相談	メール saposoudan@chiba-c.ed.jp	メール相談には必ず 件名に「相談」と記入
ヤングテレホン 及び面接相談	千葉県警察 少年センター 東葛地区少年セン ター	0120-783-497	電話相談 午前 9 時 00 分～午後 5 時	毎週月曜日～金曜日 (祝祭日を除く)
		04-7162-7867	来所相談 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 要電話予約	
千葉県総合教育セ ンター 特別支援教育部 電話相談	千葉県総合教育セン ター 特別支援教育部	043-207-6025	電話相談 午前 9 時～午後 5 時	毎週月曜日～金曜日 (休祝日, 年末年始を除く)
子どもの人権 110 番	千葉県地方法務局 人権擁護課	0120-007-110	電話相談 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	毎週月曜日～金曜日 (休祝日, 年末年始を除く)
千葉いのちの電話	千葉いのちの電話事 務局	043-227-3900	電話相談 24 時間対応	年中無休
ライトハウスちば	千葉県子ども・若者 総合相談センター	043-301-2550	電話相談 午前 10 時～午後 5 時	火曜日～日曜日 (月曜祝日の場合受付有, 翌火曜日休み)

6. いじめを認知した場合の対応について

- ① いじめを認知した場合は、その旨を管理職に報告する。管理職は事実確認をする旨、指示する。
- ② 被害児童に対して事情を聴取する。この時、被害児童の精神状態、立場等を配慮して、聴取場所、時間等に留意する。
- ③ 被害児童からの聴取内容に基づき、加害児童への事情聴取を行う。この場合も、児童

の人権に配慮し慎重に行う。

- ④ 必要に応じて、アンケート調査を行う。
- ⑤ 被害児童、加害児童双方から得た聴取内容、アンケート調査結果をもとに、いじめ対策委員会により、対応策について協議し、協議内容を管理職に報告する。
- ⑥ 管理職の指示により、いじめ被害児童の保護者にいじめ認知の事実を知らせる。この時、徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝えるとともに、学校の対応について詳細に説明する。
- ⑦ いじめ加害児童の保護者に、いじめの認知を知らせ、その解決についての学校の対応と協力の依頼を行う。
- ⑧ 被害児童、加害児童だけでなく、学級又は関係の児童集団（部活等）に対して、いじめの根絶に対する指導を行うとともに、思いやりのあるやさしい心を育てるよう、児童の心に響く教材を使用した道徳の時間の実施や、豊かな人間関係づくり実践プログラムその他のグループエンカウンター等を活用して、望ましいコミュニケーション構築を図る。

7. いじめの指導について

- (1) いじめの事実関係を聴取する場合には、当事者の精神状態、性別、関係児童の人数、発達段階、聴取時間、聴取場所に留意するとともに、聴取内容を記録し、保存する。また、聴取方法は、児童の人権に配慮し、適切に行わなければならない。

《不適切な聴取方法例》

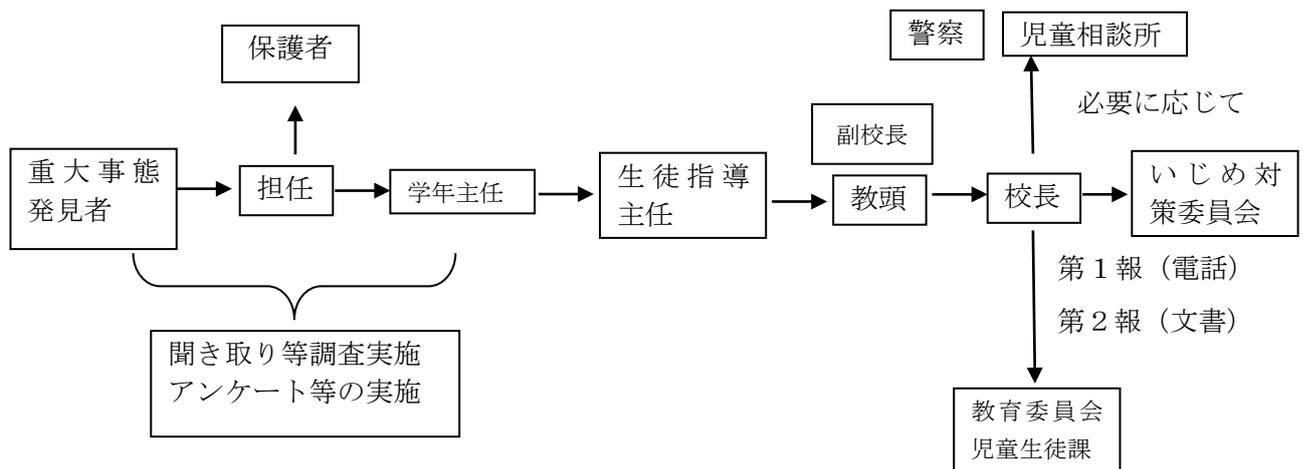
威圧的な態度、暴言、人権を無視した発言、自白の強要、脅迫、虚偽の事実による誘導等

- (2) いじめの被害者は、精神的に強く傷ついていると考えられる。その傷を癒すために、スクールカウンセラーを活用したカウンセリングを実施する。また、被害児童の状況に応じて、学習場所を変えたり、学校にいる時間を弾力的にしたりして、徐々に正常な学校生活を送れるようにしていく。
- (3) 加害児童に対しては、いじめの再発の芽がある場合は、即刻指導し、再発を防止する。また、被害児童が加害児童を非常に恐れている場合など、被害児童と接触しないように活動場所等を制限する。
- (4) いじめに直接関わった加害児童及び被害児童に対する指導だけでなく、「観衆」としてはやし立てた児童、「傍観者」としてみて見ぬふりをしていた児童、助けられたのに助けなかった児童、相談できたのに相談しなかった児童等に対して、いじめをかくしたり、はやし立てたり、傍観したりすることもいじめを助長する行為として、恥ずかしく、許されない行為であることを指導する。
- (5) いじめを行った児童に対しては、場合によって別室指導を行う場合がある。また、いじめを行った児童の反省の態度やその後の学習生活の状況から説諭、説得、懲戒（掃除を継続して行わせる、反省文を書かせる、行動を規制する等）を与える。懲戒等については、保護者に目的等を知らせ理解を得るようにする。
- (6) いじめ対策推進法第 23 条の規定により、教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

8. 重大事態への対処について

- (1) 重大事態の基準（いじめ防止対策推進法 28 条）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産の重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童の自殺、身体に重大な傷害を負う、金品等の重大な被害等)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 重大事態発生時の連絡経路



【重大事態発生後の対応のおおまかな流れ】

- ア 重大事態発生状況の報告
- イ 校長の判断による関係機関等の連携
- ウ 教育委員会児童生徒課への第1報
- エ 詳細な状況調査
- オ いじめ対策委員会での対応策検討
- カ 対応策実施
(これ以降、教育委員会に随時文書により報告)
- キ 結果検証, 効果検証 (いじめ対策委員会)
- ク 場合により, 再度の対策の実施
- ケ 教育委員会児童生徒課に結果等の報告

9. 公表, 点検, 評価等について

- (1) 基本方針は, 学校だより等の紙媒体及び, 学校ホームページで公開する。
- (2) いじめに関する調査を実施するとともに, いじめの種別, 年齢, 性別, 原因, 背景等について分析する。その分析より, いじめ基本方針の内容の正当性, 効果を点検する。
- (3) 基本方針は, 内部評価及び学校関係者評価により評価し, 改善していく。